

《参考資料》

建設工事における下請の状況について

1 建設業の特性

《建設工事の特徴》

- ・ 建設業は、発注者から注文があって初めて生産が可能となる。
- ・ 生産する建設物は、発注者の注文（工事仕様）に合わせてつくるものである。
- ・ 生産活動は、建設物の場所に応じて工事現場が転々と移動する。

上記のことから、あらかじめ工事規模や施工内容を想定した生産は不可能であり、建設業者が発注される全ての工事に合わせた人員や資機材を確保しておくことは困難である。

したがって、建設工事は、受注した工事の規模や施工内容に応じ、多種多様な資機材を調達して、施工を担当する様々な分野の下請を活用しながら組み立てられている。

このため、工事の規模が大きく施工内容が複雑になるほど、二次、三次と下請の重層化の度合いが高くなる傾向がある。

2 建設工事の施工体制

(1) 元請の果たす役割

県から直接工事を請け負った業者は、工事の実施にあたっては、少なくとも

- ① 施工計画の総合的な企画
- ② 工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理
- ③ 工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理
- ④ 下請間の調整、下請に対する技術指導・監督等

を行わなければならない。

このような役割を果たさず、工事を一括して下請に請け負わせることは、建設業法で禁止されている。

(2) 下請を必要とする理由

- ① 自社のみでは施工できない工事内容が含まれている。
- ② 工事規模や工期に対して自社の人手が不足する。
が主な理由として挙げられる。

(3) 下請契約の内容

- ① 資材費と施工費を含んだ請負契約
- ② 施工費のみの請負契約
がある。

(4) 下請契約の相手方

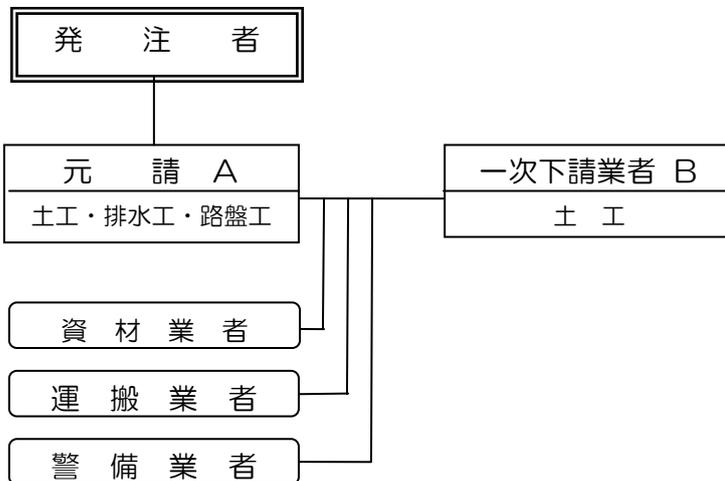
- ① 特定の下請業者と契約する。
- ② 複数の下請業者から見積を取り選定する。
- ③ ①と②を併用する。
などが主なものとなっている。

(5) 施工体制の例

ア 工事規模や工期に対して元請のみでは人手が不足する場合

山間地に道路を新設する工事で、山を開削することから土工の規模が大きくなっている。したがって、土工についての下請を必要とした。

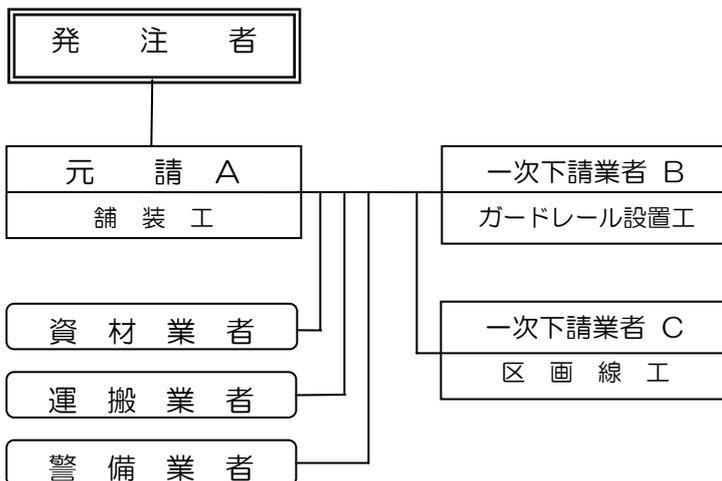
施工体制



イ 元請のみでは施工できない工事内容が含まれている場合

道路の舗装工事であるが、元請は舗装の専門工事業者であるため、分野の異なるガードレール設置工及び区画線工については、それぞれの専門の下請を必要とした。

施工体制



ウ 元請のみでは施工できない工事内容を含み、かつ、工事規模に対して一次下請の人手が不足する場合

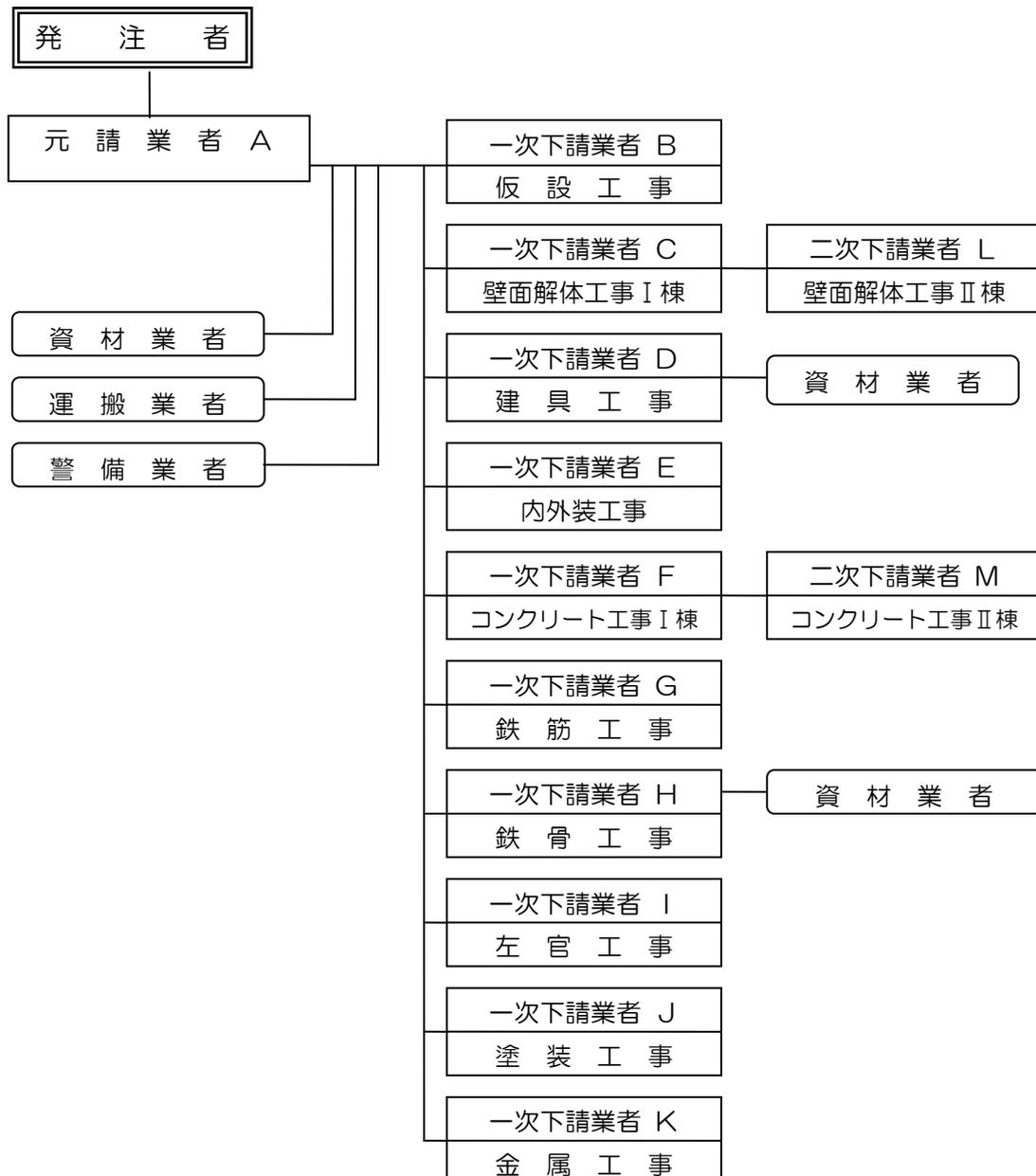
鉄筋コンクリート造の建物の耐震化工事として、壁面を鉄骨とコンクリートで補強を行う。

足場の設置や壁面の補強、付随する建具工事や塗装工事など様々な工種があり、元請のみでは施工できない工事内容であるため下請を必要とした。

また、壁面解体とコンクリート工事の一次下請は、建物が2棟で規模が大きいため、人手を補うため施工ブロックを分け、二次下請と分担して施工した。

なお、元請は、工事全般を監理し、施工計画、工程管理、安全管理、品質管理、下請間の調整、監督を実施した。

施工体制



3 下請代金の支払い

下請代金の適正な支払いは、建設業法及び福島県元請・下請関係適正化要綱で規定しており、その遵守を求めている。

- (1) 一般建設業の元請は、注文者から請負代金の支払いを受けたときは、下請に対して相当する下請代金を、1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。
- (2) 元請は、前払金の支払いを受けたときは、下請に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。
- (3) 下請代金の支払いは、できる限り現金払いとするよう努めること。手形で支払う場合においても、手形期間は90日以内で、できるだけ短い期間とするよう努めること。なお、事情がある場合であっても120日間を超えないようにすること。
- (4) 特定建設業者は、下請（特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人を除く）からの、引き渡しの申し出の日から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければならない。